

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	出雲市

出雲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 出雲市農林水産部森林政策課
所 在 地 出雲市今市町70
電 話 番 号 0853-21-6279
F A X 番 号 0853-21-6592
メールアドレス shinrin@city.izumo.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①ニホンジカ②イノシシ③ヌートリア④アライグマ⑤カラス ⑥サル⑦ツキノワグマ⑧タヌキ⑨アナグマ⑩テン⑪スズメ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	島根県出雲市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値 (金額 面積)
ニホンジカ	造林木	291千円 6.8 a
	タケノコ	10千円 37.2 a
	野菜	91千円 6.1 a
イノシシ	水稻	3,987千円 948.7 a
	タケノコ	6千円 51.6 a
	そば	8千円 16.5 a
	栗	10千円 200 a
スズメ	水稻	80千円 11.6 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ	主に山北山系に生息し、造林木への剥皮害、野菜等への食害を中心に被害を発生させ、被害額はピーク時に比べ減少傾向にあるものの、依然高い水準で推移している。
②イノシシ	市南部の中山間地を中心に生息し、水稻を中心とした食害や耕作地の掘り起こし等の被害や道路法面、路肩への被害も多く確認されている。近年は、従来生息が確認されていなかった市北部北山山系へも生息域を拡げており、対策の強化が必要である。
③ヌートリア	斐伊川・神戸川水系の下流域及び神西湖周辺を中心に市内全域で生息し、被害が発生している。
④アライグマ	市内では、近年、1頭程度、捕獲しているが、農作物への被害は確認されていない。県の調査によるとほぼ県内全域で生息が確認されており、今後の生息域拡大、被害拡大が懸念される。
⑤カラス	市内全域に生息し、斐川地域では大量に集まることで糞や騒音などによる生活環境被害が多数寄せられている。
⑥サル	近年は、農作物への被害金額の報告はないが、市内で群れが頻繁に確認されており、被害対策が必要である。また、住宅地へ出没しており、人的被害の発生も懸念される。
⑦ツキノワグマ	県においては、近年、生息域が市南部山間地域から周辺部へ拡大していると推定されている。農作物への被害相談は、わずかであるが、今後とも行動範囲の拡大に細心の注意が必要である。
⑧タヌキ	中山間地域を中心に生息し、果樹や野菜への被害相談が寄せられている。
⑨アナグマ	中山間地域を中心に生息し、果樹や野菜への被害相談が寄せられている。
⑩テン	野菜の被害が発生しており、住宅の屋根裏等に侵入し糞尿による生活環境被害にかかる相談件数も増えている。
⑪スズメ	市内全域に生息し、水稻への被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	4, 500千円	3, 100千円
被害面積	1, 400 a	980 a (現状値被害額の30%減)

(注) 1 被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	各地域で狩猟者を中心に編成された捕獲班や被害者を中心に編成された捕獲班への委託により捕獲活動を行っている。 また、有害鳥獣捕獲の担い手を確保するために、狩猟免許取得にかかる経費の助成制度も設けている。	捕獲班員の高齢化により、捕獲に従事する担い手不足が懸念されるため、捕獲員の確保と技能の向上・継承など、将来を見越した対策が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣からの農林作物被害を未然に防止するために、農家等が個人または共同で設置される侵入防止柵等に対する助成を市単独事業で行っている。 また、出雲市有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、市全域で農家等による侵入防止柵の整備に対しての支援を行っている。	侵入防止柵の設置者に対しては、防護柵の効果が継続的に発揮できるように、適切な維持管理について、指導や助言が必要である。 より効果的である広域的な防護柵の設置を推進することが効果的であるため、より一層の周知を図る必要がある。
生息環境管理その他の取組	出雲市有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、放任果樹の除去、藪の刈り払い等の取組に対しての支援を行っている。	地域ぐるみの面的な藪、草の刈り払い等の取組を推進することが効果的であるため、より一層の周知を図る必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

対象鳥獣	全対象鳥獣について、放任果樹等の除去や農地に隣接する雑木林の刈払い等の啓発に努め、鳥獣の誘引を防止するとともに、侵入防止柵の設置など効果的な被害防止対策を進める。ICT機器やGIS等の導入を推進し、被害防止対策の省力化及び効率化を図る。 市民の生命に不安を与える有害鳥獣の出没にかかる情報については、速やかな情報提供による注意喚起を行う。
対象外鳥獣	対象外鳥獣については、被害が発生した場合、または、そのおそれがある場合には、速やかに被害防止対策を実施することとする。
①ニホンジカ	湖北山地では、捕獲の強化に努め、非生息区域とすることを目標とする。 また、市南部地域においては捕獲頭数が増加しており、シカ被害の拡大が懸念されることから、隣接する自治体と情報を共有しながら積極的な捕獲を行う。 さらに、出雲北山山地では、県主導による被害対策が実施されていることから必要な協力を行う。
②イノシシ	被害の軽減に向け、国の報償金制度を活用するなど捕獲圧を高めるとともに、農家等の自主的な取り組みが進むように、侵入防止柵等資材への助成を行い、施設の設置を推進する。
③ヌートリア	被害の軽減に向け、国の報奨金制度を活用するなど捕獲圧を高めるとともに、現在設置しているヌートリア捕獲に特化した捕獲班を強化し、被害の拡大を抑制する。
④アライグマ	近年の捕獲は1頭程度で推移しているが、目撃の情報も少なからずあることから、情報収集、捕獲の強化に努める。
⑤カラス	近年、カラス被害が多くなっている状況から捕獲檻の設置を増やし捕獲の強化し被害の軽減を図る。
⑥サル	群れが多数確認されている状況から、集落単位での追い払いに努めるとともに、檻による捕獲を行い、被害の軽減に努める。
⑦ツキノワグマ	県の第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づき対応する。また、住民の目撃情報に対し、速やかな情報発信を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当面は被害状況に基づき、既存の有害鳥獣捕獲班により捕獲を行うが、市が行っている狩猟免許取得助成制度を広く周知し、捕獲の担い手確保に努め、体制の強化を図っていく。

○出雲市有害鳥獣捕獲班：全25班

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度 ～ 7年度	全対象鳥獣	捕獲体制の充実を図るため、狩猟免許取得後出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。 また、県及び出雲市猟友会と連携し、捕獲員の技能の向上に努める。 効率的な捕獲を実施するため、捕獲班へわなの貸与を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①ニホンジカ ②イノシシ ③ヌートリア ④アライグマ ⑤カラス ⑥サル ⑧タヌキ ⑨アナグマ ⑩テン ⑪スズメ	ニホンジカ、イノシシについては、県の第二種特定鳥獣管理計画を基に捕獲実績頭数、被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。 ヌートリアについては、捕獲した地域における目撃等の情報収集に努め全頭捕獲を行う。 ④～⑥及び⑧～⑪の対象鳥獣については、近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等 (単位：頭、羽)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①ニホンジカ (出雲北山山地以外)	700	700	700
②イノシシ	1,500	1,500	1,500
③ヌートリア	1,000	1,000	1,000
④アライグマ	10	10	10
⑤カラス	1,200	1,200	1,200
⑥サル	10	10	10
⑧タヌキ	350	350	350
⑨アナグマ	300	300	300
⑩テン	70	70	70
⑪スズメ	230	230	230

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
①ニホンジカ	銃器及びわなを用いて出産前の捕獲に重点を置くとともに、わなにより民家周辺での効率的な捕獲を行う。
②イノシシ	春期の出産前、夏期の稲の出穂期前の被害対策に有効な時期に、銃器及びわなによる捕獲を行うなど、効率的な捕獲を行う。
③ヌートリア	河川流域を中心に市内全域において通年により、わなによる捕獲を徹底して行う。
④アライグマ	捕獲した地域から、わなによる捕獲を行う。
⑤カラス	カラス、サルについては、通年により、銃器及び捕獲檻による捕獲を行う。
⑥サル	
⑦ツキノワグマ	(該当なし)
⑧タヌキ	タヌキ、アナグマ、テンについては、通年により、わなによる捕獲を行う。
⑨アナグマ	
⑩テン	
⑪スズメ	稲の被害対策に有効な時期に銃器により捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(該当なし)

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	(該当なし)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ (出雲北山山地以外)	防護ネット 1 km	防護ネット 1 km	防護ネット 1 km
	電気牧柵 2 km	電気牧柵 2 km	電気牧柵 2 km
イノシシ	ワイヤーメッシュ 5 km	ワイヤーメッシュ 5 km	ワイヤーメッシュ 5 km
	電気牧柵 1 5 km	電気牧柵 1 5 km	電気牧柵 1 5 km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全対象鳥獣	設置者により行われている侵入防止柵の維持管理については、市の補助金等の活用が可能であることの周知に取組む。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	地域ぐるみによる面的な放任果樹除去等の生息環境管理の実践に向けた啓発活動を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

おそれがある場合の対処に関する事項

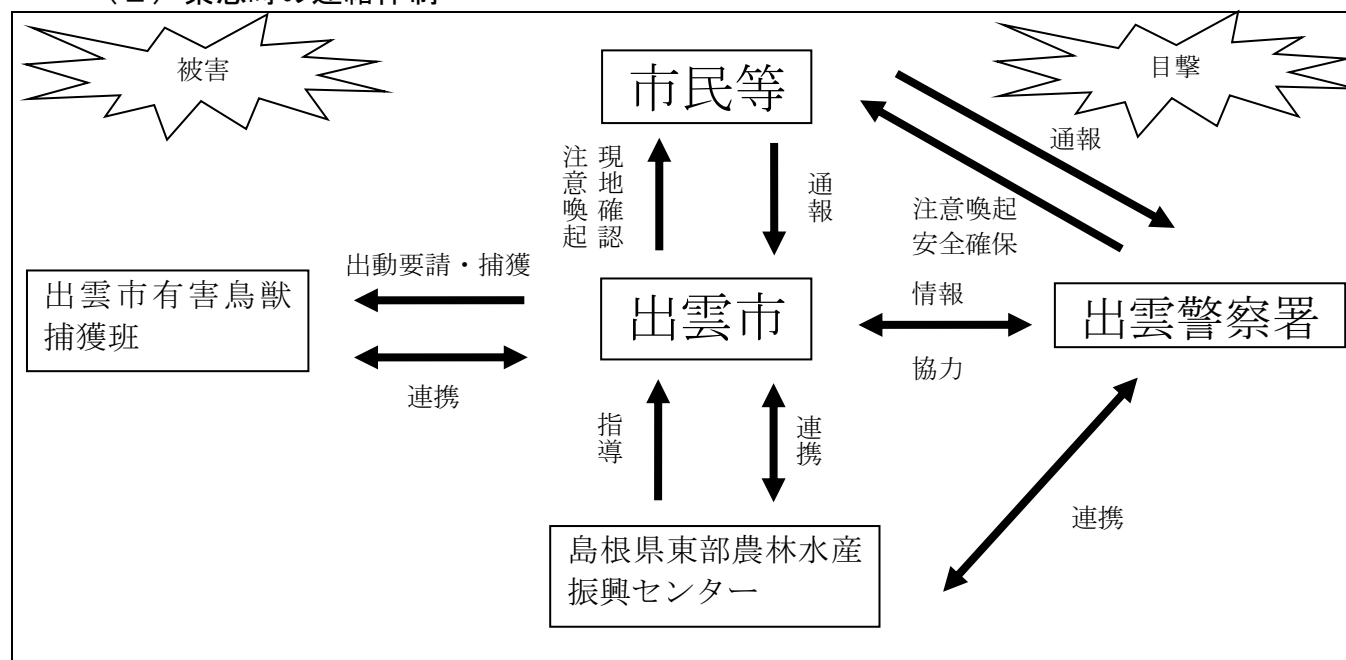
(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
出雲市	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示

出雲警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保、捕獲の指示
島根県東部農林水産振興センター	状況把握と連携、対処法の指導
出雲市有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の捕獲
出雲市猟友会	有害鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

環境に配慮し適切に埋葬処理もしくは処理施設に搬入する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内の食肉処理加工施設で個体の引き受け、処理を行っていることを広く紹介し、搬入数の増加を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

個体搬入の増加を図るために受け入れ等条件や環境整備について指導、支援を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市内の食肉処理加工施設が中心になって取組まれる衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得を図る研修等への支援を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	出雲市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合	対策の普及啓発、支援、被害状況の把握
出雲地区森林組合	対策の普及啓発、支援、被害状況の把握
出雲広域農業共済組合	営農活動における被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言

出雲市猟友会	狩猟による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
出雲市有害鳥獣捕獲班	許可捕獲による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の助言
ジビエ等利活用関係者	ジビエの利活用の取組みに関する助言
被害地区住民	被害状況の情報提供
出雲市	協議会の事務運営、各機関との連絡調整

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに構成機関欄には当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター出雲事務所	国、県からの情報提供と、アドバイザーとしての助言、指導
出雲警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保、捕獲の指示

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市が捕獲業務を委託している有害鳥獣捕獲班が緊急対応に即応しているが、鳥獣被害対策実施隊への移行について検討を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域ぐるみの面的な対策に取り組む体制や農業者等が自ら農地を守るための捕獲許可制度を啓発しながら被害防止対策を推進していく。

（注） 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県や関係機関と連携し、被害及び生息状況の速やかな情報収集を行う。また、被害防止に有効な手法、先進的な取組みについて情報提供を行う。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。